○北本市男女共同参画審議会規則

平成５年３月１６日

規則第７号

（趣旨）

第１条　この規則は、北本市執行機関の附属機関に関する条例（昭和５６年条例第２６号）第３条の規定に基づき、北本市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　審議会は、委員１５人以内で組織する。

２　委員は、次の各号に掲げる者について市長が委嘱する。

（１）　公共的団体等の代表者

（２）　知識経験者

（３）　関係行政機関の職員

（４）　公募による市民

（５）　前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

（任期）

第３条　委員の任期は、２年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第４条　審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

２　会長は、会務を総理する。

３　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。

２　会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

（庶務）

第６条　審議会の庶務は、総務部人権推進課において処理する。

（委任）

第７条　この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この規則は、平成５年４月１日から施行する。

附　則（平成１３年規則第２１号）

この規則は、平成１３年６月１日から施行する。

附　則（平成１６年規則第１５号）

１　この規則は、平成１６年４月１日から施行する。

２　この規則の施行の際、北本市女性会議規則（平成５年規則第７号）により委嘱されている北本市女性会議委員は、この規則により委嘱されたものとみなし、その任期は、当該会議規則により委嘱された日までとする。

附　則（平成１９年規則第３３号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の北本市男女共同参画審議会規則の規定は、平成１９年６月１日から適用する。

附　則（平成２０年規則第７号）

この規則は、平成２０年４月１日から施行する。

附　則（平成２３年規則第５号）

この規則は、平成２３年６月１日から施行する。

附　則（平成２８年規則第１５号）

この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和２年規則第１１号）

この規則は、令和２年４月１日から施行する。